

国内経済要録

◇10～12月のマネーサプライ見通し

日本銀行は10月13日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

56年7～9月中M₂+CD平残の前年比伸び率は9.6%程度となる見込み(4～6月+7.9%)。このように前年比伸び率が高まったのは前年の伸び悩みを反映したもので、この点を調整するとマネーサプライは引続き安定した伸びを示している。

10～12月については、前年同期の伸びがなお低かったため、前年比では10%台の伸びとなる見通し。

◇国債等の発行条件改定

政府は9月22日、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり決定し、9月債より実施した。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	8.0	7.6
	発行価格(円)	98.00	98.00
	応募者利回(%)	8.367	7.959
政府保証債	表面利率(%)	8.1	7.7
	発行価格(円)	98.50	98.25
	応募者利回(%)	8.375	8.015
公募地方債	表面利率(%)	8.1	7.7
	発行価格(円)	98.50	98.00
	応募者利回(%)	8.375	8.061

◇事業債の発行条件改定

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改定し、9月債から実施した(9月17日発表)。

事業債の発行条件の改定

	期間	発行価格(円)	表面利率(%)		応募者利回り(%)	
			改定後	改定前	改定後	改定前
AA格債	12年	98.75 (△0.25)	8.2 (+0.2)	8.0	8.409 (+0.245)	8.164
A格債	10年	99.00 (△0.25)	8.3 (+0.2)	8.1	8.484 (+0.248)	8.236
BB格債	10年	99.00 (△0.25)	8.4 (+0.2)	8.2	8.585 (+0.248)	8.337
B格債	10年	99.00 (△0.25)	8.5 (+0.2)	8.3	8.686 (+0.248)	8.438

(注)カッコ内は改定後。

◇当面の経済運営と経済見通し暫定試算

政府は10月2日、経済対策閣僚会議において、当面の経済運営と経済見通し暫定試算を決定した。その内容は以下のとおり。

I. 経済の現状

我が国経済は、第2次石油ショックの影響をほぼ克服し、現在、緩やかな回復過程にあり、その拡大テンポもおおむね昭和56年度政府経済見通しにおいて想定された線上にあるものと判断される。

しかしながら、景気回復の内容をみると、輸出が堅調に推移している一方、個人消費の回復の動きは緩やかであり、住宅建設もほぼ底を打ったと見られるものの、なお低水準で推移している等給じて国内民間需要の回復の足取りは緩慢である。また、こうした状況を背景として、基礎素材産業の中には業況が悪化している業種も多く見られること、地域的にも一部において景気の回復の遅れが見られること、中小企業の業況は大企業に比して必ずしも良好でないこと等景気の動向には、業種別・地域別・規模別の跛行性がみられる。

なお、物価は卸売物価、消費者物価いずれも落ち着いた動きを示している。

II. 経済運営の基本方向

以上のような経済情勢に対処し、また、日本経済を中長期的安定成長路線に定着せしめ、息の長い成長を持続するためにも、昭和56年度下期の経済運営に当たっては、物価の安定を基礎とし、業種別・地域別・規模別の跛行性に留意しつつ、国内民間需要の着実な拡大を確保することが必要であり、国内民間経済の活力ある展開の環境整備に努めることが肝要である。

このため、従来からの方針に基づき引き続き着実な政策運営に努めるとともに、以下の通り、現状において可能な限りきめ細かに対処して行くものとする。

1. 物価の安定

物価の安定は国民生活安定の基本要件であり、経済運営の基盤をなすものである。このような観点から、現在、安定基調にある物価については、従来からの方針を踏まえつつ、今後ともその動向に細心の注意を払い、必要に応じて適切な対策を講ずる。

このため、「国民生活安定対策等経済政策推進費」の活用を含め一般会計の機動的な執行により対処する。

特に、

- (1) 需要期を迎えている灯油等石油製品については、国民生活に支障を生ずることのないよう円滑な供給の確保に努めるとともに、元売・小売段階における価格監視を実施する。

(2) 気候不順の影響を受けやすい秋冬期の野菜については、十分な作付けを指導するなど、供給の確保に努める。今後とも需給の動向を注視しつつ、必要に応じ所要の措置を講ずるなど機動的に対処する。

2. 均衡ある内需の回復

内需については、国内民間需要が回復基調にあるとはいえ、その伸びは緩やかなものにとどまっているので、物価の安定により更に個人消費支出の着実な伸びを期するとともに、民間活力を最大限に引き出し、国内民間需要中心の経済の持続的な回復を図る。その際、業種別・地域別・規模別の跛行性について十分留意し、均衡ある拡大に努める。

(1) 昭和56年度の公共事業等については、下期においても円滑な執行を図り、その年度内実施を目標とする。

また、地方公共団体に対しても、国と同様の事業施行を図るよう要請する。

更に、地方単独事業については、地方公共団体に対し、地域の経済動向等を勘案しつつ、機動的・積極的に実施するよう要請するとともに、事業の円滑な執行を確保するため、必要に応じ適切な措置を講ずる。

なお、集中豪雨や台風等により被害を受けた北海道・東北等における災害復旧工事を速やかに実施する。

(2) 金融政策の運営に当たっては、内外の経済動向に十分留意し、引続き機動的に対処する。

(3) 中小企業については、引続き倒産防止対策の機動的運用を図るとともに、昭和56年度中小企業向け官公需の契約目標(昭和56年7月10日、閣議決定)の確実な達成に努め、更に下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等による下請取引の適正化を引続き推進する。

(4) 民間設備投資については、なお回復が遅れている中小企業の設備投資の促進に配慮しつつ、政府系中小企業金融三機関の貸付およびエネルギー関連設備投資に係る政府系金融機関の貸付の円滑な推進を図る等投資環境の一層の整備を図る。

また電力事業者およびガス事業者に対し、昭和56年度設備投資計画の確実な実施と繰上げ発注とを指導する。

(5) 住宅建設については、本年7月に取りまとめられた住宅・宅地関係閣僚連絡会議の意見を踏まえて、第四期住宅建設五箇年計画(昭和56年3月27日、閣議決定)の的確な実施に努める。

なお、住宅金融公庫の昭和56年度貸付枠の完全消化に努める。

3. 不況産業対策の推進

我が国産業の現況をみると、加工組立産業は好調である反面、基礎素材産業のアルミニウム製錬、紙パルプ、石油化学等は、業況の悪化に直面している。

このような状況は、短期的には、住宅建設等内需の回復が緩やかなことの影響が現れた結果でもあるが、これら業種は二度にわたる石油ショック等を契機とするエネルギー・原材料価格の上昇、その変動の国際的差異等の状況の下において、国際競争力の低下、国内需要構造の変化等の構造的問題も抱えている。

このため、一方において、当面内需の回復や不況カテールの適正な運用等を通じて需給バランスの改善に努めるとともに、雇用調整助成金の機動的活用等により失業を予防し、雇用の安定を図る。また、他方において、中長期的観点から、これら業種について国民経済上の位置付けを明確化しつつ、早急に所要の施策を実施に移すべく次の諸点について検討を進める。

(1) エネルギー・原材料コストの上昇への各般からの対応を進める(アルミニウム製錬、石油化学等)。

(2) 開発輸入の促進、貿易・関税上の制度の見直し等輸入体制の適正化を図る(アルミニウム製錬等)。

(3) 設備投資の抑制、生産能力の削減等供給規模の適正化を図る(紙パルプ、アルミニウム製錬、石油精製等)。

(4) 各業種における産業基盤の整備、技術開発等を促進する。

4. 貿易の拡大均衡

これまでのところ経常収支は堅調な輸出および輸入の低迷を通じて黒字傾向にあるが、内外経済の推移を考慮しつつ、今後外需から内需に中心を移した安定成長の実現により、貿易の拡大均衡に努める必要がある。

このため、内需の回復を図りつつ、安定した円相場の下、集中豪雨的輸出の回避、相手国の経済建設にも資するプラント輸出の伸長に努めるとともに、他方において、一層の輸入拡大等を図る。

(1) 貿易会議(製品輸入対策会議)を活用し、本年7月に発表された「製品輸入拡大について」の具体化を図る。

(2) 今後とも過度の石油依存からの脱却を図りつつ、石油備蓄の推進を図る必要があり、かかる観点に加えて長期契約に基づく輸入原油引取の促進にも資するものとして、石油の国家備蓄の増しを行う。

(3) 以上のほか、輸入の拡大方策について、具体的検討を引続き行う。

(4) 欧州諸国を中心とする諸外国との間で、投資交流、技術交流、共同技術研究開発および第三国におけるプラントの共同受注等に係る産業協力を推進する。

(5) 世界経済の均衡ある発展にも資するものとして、本年1月に設定した政府開発援助(ODA)の中期目標について、その確実な達成に努める。

Ⅲ. 昭和56年度経済見通し暫定試算

このような経済運営の基本方向の下において、昭和56年度我が国経済の姿を想定すれば、次のとおりと考えられる。

- (1) 国民総生産の規模は259.6兆円程度に達し、その成長率も実質で4.7%程度(昭和50年基準、当初見通し5.3%(昭和45年基準)にほぼ近い程度)を実現するものと見込まれる。
- (2) 物価については、当初見通しは卸売物価4.1%程度、消費者物価5.5%程度としているが、いずれもこれを下回り、卸売物価3%程度、消費者物価5%程度の落着いたものになると見込まれる。
- (3) 経常収支については、1.6兆円程度(注)の黒字になるものと見込まれる。

(注) 70億ドル程度。

昭和56年度経済見通し暫定試算

	55年度実績	56年度暫定試算
1. 国民総生産 (名目) (実費)	240.5兆円 8.0% 3.8	259.6兆円程度 8.0%程度 4.7
2. 鉱工業生産指数	4.6%	4.7%程度
3. 物価 卸売物価 消費者物価	% 13.3 7.8	%程度 3 5
4. 経常収支	△1.6兆円(注1)	1.6兆円程度(注2)

(注1) △70億ドル。

(注2) 70億ドル程度。

◇商品取引所施行令の一部改正について

政府は9月16日、商品取引所施行令の一部を改正する政令を公布し、金を取引商品に指定することを決定(同月24日施行)。その内容は次のとおり。

1. 商品取引所に上場することができる商品として金を追加することとした。
2. 金に係る会員の純資産額の最低額の基準額を700万円とすることとした。
3. 金の主たる原料となっている物等の範囲を定めることとした。

◇公社債券への投資運用を目的とする単位型の証券投資信託に関する大蔵省通達について

大蔵省は10月5日、公社債券への投資運用を目的とする単位型の証券投資信託について以下の内容の通達を行った。

公社債券への投資運用を目的とする単位型の証券投資信託のうち、公共債への投資運用に重点をおき、かつ、当該証券投資信託の信託契約期間中に信託財産の一部解約を行わないものとして当局が特に認めたものについては、組入公社債券の評価および収益の分配等の処理を、「受益証券の基準価額の算定について」(昭和26年10月10日付証取第1872号)および「単位型証券投資信託における解約基金の処理および信託収益の分配について」(昭和36年11月30日付蔵理第10125号)の通達にかかわらず、下記のとおり取扱うことができることとした。

記

1. 組入公社債券の評価および有価証券売買損益の計上
組入公社債券の評価は、当該公社債券の償還価額と取得価額との差額を償還までの期間(当該公社債券の取得の日から償還日までの期間をいう。)により計算日ごとに帳簿価額に加算した額または帳簿価額から減算した額により行い、帳簿価額を訂正するとともに、当該加算した額は有価証券売買益に、減算した額は有価証券売買損にそれぞれ計上するものとする。

2. 収益分配

計算期間の末日における受取利息、有価証券売買益、その他収益金および繰越利益金の合計額から有価証券売買損、信託報酬、その他費用および繰越欠損金の合計額を控除した残額は全額分配することができるものとする。

3. 信託財産に関する報告

証券投資信託法第19条ならびに証券投資信託法施行規則第8条および第9条の規定に基づく信託財産に関する報告書の作成に当っては、「信託財産貸借対照表等の科目説明について」(昭和29年3月6日付蔵理第3726号)通達「記」のうち、「1.資産」の「国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券・出資証券」については、当該通達の規定にかかわらず、前記1により訂正した後の帳簿価額によるものとし、「4.損失」の「有価証券売買損」および「5.利益」の「有価証券売買益」については、それぞれ前記1による有価証券売買益または有価証券売買損も含めて計上するものとする。